

雨期の安全確保を

災害への備えと対策

1. 土砂災害

がけ崩れ



豪雨や地震により地盤がゆるみ突然崩れ落ちる現象。

がけ崩れの前兆

- ・がけから小石がばらばら落ちてくる。
- ・がけから水が湧き出てくる。
- ・がけに割れ目ができる。

土石流



山や谷から崩れた土や石などが大雨などの水と一緒に一気に流れ出てくる現象。

土石流の前兆

- ・山全体がうなるような音「山鳴り」がする。
- ・川が濁り流木が混じる。
- ・雨が降り続けているのに川の水が減っている。

地すべり



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっゆりと斜面下方に移動する現象。

地すべりの前兆

- ・地面にひび割れができてくる。
- ・樹木が傾いたり、倒れたりする。

土砂災害警戒情報を

ご存知ですか？

佐賀県と佐賀地方気象台が共同で発表する防災情報です。

発表される基準は

この情報は、迅速な避難により土砂災害による人的被害をなくすことを目的としており、大雨警報発令中に、佐賀県と佐賀地方気象台が市町単位で土砂災害の発生危険度を判定し、危険度が高まった場合に発表されます。

誰に発表されるの？

佐賀地方気象台から佐賀県危機管理センターを介し神崎市へ通知され、対象地区の区長さんへ伝達されるほか、神崎市や気象庁のホームページへの掲載やテレビ等の報道機関にも伝達され住民の皆さんに通知されます。

発表された時はどうすればいいの？

土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の近くにいる人は、避難勧告等の発令の有無に関わらずに早めに避難する方法を考えましょう。

2. 風水害

大雨の時、気になる川の水位

大雨の際には、雨量や自宅付近を流れる川の水位が気になるものです。各河川の水位については国土交通省「川の防災情報」のホームページで確認することが出来るほか、越水や破堤の危険が高まった際には神崎市のホームページへ掲載するとともに、対象河川の沿線地区の区長さんへ伝達します。

水位の呼称	住民・市の行動	(例)城原川・日出来橋
水防団待機水位	水防団（消防団）出動準備	2.00m
氾濫注意水位	住民：氾濫に関する情報に注意 市：避難準備情報の発令を判断 水防団（消防団）出動	2.50m
避難判断水位	住民：避難を判断（自主避難の開始） 市：避難勧告の発令を判断	3.50m
氾濫危険水位	住民：避難を開始 市：避難指示の発令を判断	4.32m

台風の接近や大雨が予測される時は

◆屋外では

- ・物干し竿や物干し台は寝かせ、自転車などは飛ばされないように柱などに結びつけておく。
- ・庭木に支柱を立てたり、植木鉢やゴミ箱などは屋内に入れておく。
- ・側溝や雨どい・雨マスに溜まった落ち葉などを取り除き排水をよくする。
- ・窓や雨戸をしっかりと閉め、外側から板などで補強しておく。
- ・瓦やトタンが飛ばされないように補強しておく。

- ・浸水の危険がある場合は日頃から土嚢などを準備しておく。

◆屋内では

- ・テレビやラジオなどの気象情報に十分注意する。
- ・浸水に備えて、家財道具や食料、衣類・寝具などの生活用品は高い場所へ移動させ、貴重品などの非常持ち出し品を準備する。
- ・懐中電灯や予備の電池を準備する。
- ・飲料水を確保する。浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。
- ・外からの飛散物に備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。



3. 避難

災害発生が予測される際は、テレビ・ラジオの災害情報に併せ、関係機関や市の災害対策本部からの情報に注意してください。



不安を感じたら早めに避難を開始してください。

また、避難される際は1人で行動せずに近所の人達と声を掛け合いながら避難しましょう。

避難を開始するときは、火の元の点検と戸締りを忘れないようにしてください。

【避難所一覧】

神埼町	千代田町	脊振町
◆神埼市中央公民館	◆千代田町保健センター	◆神埼市脊振公民館
神埼小学校	千代田西部小学校	脊振小学校
神埼中学校	千代田中部小学校	脊振中学校
神埼中央公園体育館	千代田中学校	脊振勤労者体育館
神埼町保健センター	次郎体育館	倉谷避難所
西郷小学校	千代田文化会館	脊振2000年館
B & G 海洋センター	千代田東部小学校	久保山消防詰所
仁比山小学校		鳥羽院山荘
神埼高校		
神埼清明高校		

◆は、早期開設避難所

◆避難情報

市では、気象官署・砂防関係機関等からの情報と巡視等による土砂災害の前兆現象などを基に「神崎市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難情報を発令します。

災害発生の危険性が高まった際に、市の災害対策本部や区長、テレビ・ラジオ・広報車などから避難情報が伝えられた場合には、次のような行動がとれるよう確認しておきましょう。

避難情報の種類	内容	市民の皆さんがとるべき行動
避難準備情報	高齢者や体が不自由な方など、避難に時間を要する人たちがいち早く避難できるよう、避難勧告に先立って発令するものです。	ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な人などは避難を開始してください。それ以外の人は、家族の連絡、非常持ち出し品の準備など、すぐに避難できるように準備を開始してください。
避難勧告	災害の発生する可能性が高まったときに発令するものです。	避難場所へ避難を開始してください。
避難指示	避難勧告より強いもので、災害発生の危険性が非常に高いときに発令するものです。	避難をしていない人は、ただちに避難してください。

災害時の安全を守るために

市では早期に災害情報連絡室を立ち上げ、必要に応じ災害対策本部を設置して市民への情報伝達、安全確保に努めています。

しかしながら、その対応には限界があります。災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなってしまいます。

市では、災害に備え定期的な防災訓練・情報伝達訓練の実施、避難所用品の備蓄、防災行政無線の整備などに取り組みますが、市民の負託に100%応えるには至っていないのが現状であり、今後の防災対策においては市民の皆さまのご協力が必要不可欠です。

市民の連携が大きな力

被災直後に自分と家族を守るのは「自助」の力だと言われています。

そして、自分一人では対応できない時に、頼ることができるのは「共助」の力です。それは同時に、可能ならば自分が「共助」に参加するという意識を持つこともあります。

もちろん、行政は最善を尽くし対応に努めます。しかしながら、「公助」が活動を始めても、その援助の手が円滑に住民一人ひとりに届くためには「共助」との連携が必要です。

こうした連携が、地域、そして市民の皆さまの被害を最小限に抑えることにつながっていきます。

自助とは

自らの身は自分で守るという考え方です。普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し何を備えておけばよいかを家族で話し合うなどして、災害に対する準備をしておいてください。



共助とは

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという考え方です。災害時に頼りになるのが顔見知りの隣近所の方です。地域で話し合いの場を設け地域ぐるみで災害に備えましょう。



公助とは

市や消防、警察などの地方公共団体、消防団、自衛隊などです。

◎問い合わせ先

神崎市役所 総務課
☎ 37-0100

6月定例議会開かれる

市議会6月定例会が6月3日から28日までの26日間開かれ、平成23年度一般会計補正予算案など、9件が審議されました。

今回の一般会計補正額は5298万4千円で、補正後の総額は149億1098万4千円となります。

主な新規事業として、東日本大震災被災地支援職員派遣費として215万5千円。農地・水保全管理のための補修更新活動に672万7千円。荒廃した民有林の公的管理を進める事業に200万円を予算化しました。また、市内に避難された被災者の生活支援を行うため、県からの緊急雇用対策支出金3236万3千円を使い、観光案内所のサポート業務など4事業で合計23人の雇用を創出します。



○一般会計補正予算の主な内容 (☆は新規事業)

単位：千円

事業名	補正予算額	事業の内容	担当課
☆ 東日本大震災被災地支援費	2,155	佐賀県と協力しながら、被災地へ職員を派遣し、避難所運営または行政支援などを行う。	総務課 ☎37-0100
さかの強い園芸農業確立対策事業	2,514	園芸農業の振興を図るため、ハウス施設や省力化機械などの整備に対して支援を行う。	農林水産課 ☎37-0106
☆ 農地・水保全管理支払交付金事業	6,727	集落(活動組織)が主体となって行う農地周りの水路、農道施設の長寿命化のための補修、更新活動を支援する。	
☆ 重要森林公有化等支援事業	2,000	地域住民の安全で安心した暮らしを守るなど、森林の公益的機能が期待される重要な森林で荒廃、またはその恐れのある民有林の公的管理を進める。	商工観光課 ☎37-0107
緊急雇用対策事業	32,363	神埼市内在住の東日本大震災被災者を対象に、生活支援を行うための事業を創出する。被災者の求職がない場合は、事業を行わない。	
道路橋梁新設改良事業(単独)	4,011	進出予定企業からの操業スケジュールが提示されたため、第2期市道朝日工業団地線整備に伴う交差点改良測量、設計業務を実施する。	建設課 ☎37-0103
神埼市理科土曜講座委託料	998	佐賀大学と教育委員会が連携し、市内小中学生と保護者を対象に科学に親しむ機会を提供する。	学校教育課 ☎44-2384
コミュニティ助成事業	6,000	集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図る。	市長公室 ☎37-0102

どんなことでも構いません。
皆さまの声をお聞かせください!

夜の市長室

○今後の予定

とき	ところ
8月2日(火)	千代田総合支所
9月6日(火)	脊振総合支所

18:00～20:00(1組30分程度)

※当日は、来庁順で受け付けを行います。

※お住まいの地区に関係なくお越しいただけます。

◎問い合わせ先

神埼市役所 市長公室 ☎37-0088

「市長と語る会」を開催します

市内7小学校区ごとに、「市長と語る会」を開催します。

どなたでもお気軽にご参加いただき、市政に対するご意見をお聞かせください。

日程	時間	校区	場所
7月	20:00～21:30	仁比山	仁比山保育園 サロン室
		西郷	J A さが西郷支所 大会議室
		千代田 東部	三神地区汚泥再生処理センター大会議室
8月	20:00～21:30	千代田 西部	ちよだ保育園 子育てサロン室
		脊振	脊振公民館 大会議室
		千代田 中部	千代田総合支所2-2会議室
		神埼	神埼市中央公民館 第1研修室

○出席者 市長、副市長、教育長、総務企画部長

◎問い合わせ先 神埼市役所 市長公室 ☎37-0088

わに 王仁博士の生誕地を訪ねて—「訪問団員」募集!

神崎市では、市内に数多く存在する歴史文化遺産をまちづくりや観光資源として活かすため、平成22年2月に「神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画」を策定しました。

神崎町竹原の「王仁天満宮」と、日本に初めて漢字を伝えたとされる王仁博士との関連性に着目し、昨年に引き続き王仁博士の生誕地である韓国霊岩郡生誕地史跡訪問事業を行います。神崎市と韓国をもっと知るために、参加してみませんか。



- 日程 8月19日(金)～21日(日) <2泊3日>
 - 旅程 (※交通手段…飛行機、大型バス)
 - (1日目) 神崎市役所～福岡空港～金海空港(釜山)～霊岩郡泊
 - (2日目) 霊岩郡生誕地史跡巡り～釜山市内泊
 - (3日目) 韓国歴史文化巡り～金海空港(釜山)～福岡空港～神崎市役所
 - 募集人員 20人程度(子どもを含む)
 - 対象 小学生以上
 - 応募締切 7月13日(水)
 - 旅行代金(1人あたり) 59,800円
- ※詳しくは、ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

「王仁神社と王仁博士」

神崎町竹原たかわらの小高い丘の上に王仁(鰐)神社があります。すぐ目の前に吉野ヶ里の丘が広がり、弥生の建物群を望むことができます。

創建は古く、定かではありません。祭神として鰐大明神と熊野三社が祭られているところから、お伊勢参りでの渡海者の安全を祈願してのものと思われていましたが、その近くに「王仁天満宮」と刻まれた小さな石碑が祭られていたことから「王仁博士」の存在が浮かび上がって来ました。

王仁博士は、4世紀末、応神天皇に招かれて百済の霊岩上台浦から出港、日本に来たと伝えられている人です。「論語10巻」「千字文1巻」を持参、更に陶工、冶工、瓦工、織工など百済の優秀な技術集団を伴って渡来しました。

応神天皇の皇子の師となり、日本に初めて漢字を伝え、学問や儒教など人倫の基礎を立て、技術工芸を伝授して飛鳥文化、奈良文化の礎を築き、政治経済と文化芸術の花を開かせます。

王仁博士が最初に日本のどこに上陸したか記録にありませんが、眼前の吉野ヶ里に渡来した人々と同じ海の道、潮の流れをたどったということも十分考えられることです。

当時の海岸線の近さや、城原川、田手川に直結した干満の差6mの満ち潮の勢いを考えるとまずこの地へ・・・と想いを馳せることができます。

◎問い合わせ先 神崎市役所 商工観光課 ☎37-0107 FAX52-1120

100円宅地 定住者募集

- 募集期間 7月4日(月)から8月31日(水)まで
 - 場所 脊振町広滝字勝陣
 - 区画 1区画
 - 面積 409.32㎡(123坪)
 - 貸付料 1坪当たり月100円
 - 貸付期間 (支払期間は、15年間)
 - 貸付期間 契約締結日から譲渡を受ける日まで(譲渡は転入の日から15年経過後)
- ※詳しくは、市のホームページをご覧になるか、市役所へお問い合わせ下さい。
- ◎問い合わせ先 神崎市役所 市長公室 ☎37-0102



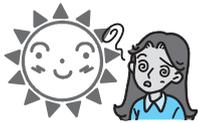
神崎を情報発信
神崎市デジタルミュージアムプレ・オープン中です

神崎市では、歴史文化や自然・産業・人など神崎の様々な地域資源情報をインターネット上で公開発信するデジタルミュージアム構築を進めています。現在、地域資源調査成果の一部をプレ・オープンとして発信し、「神崎市デジタルミュージアム」を知っていたかどうかとともに、市民の皆さまからの新たな情報提供などをいただきながら、本格オープンに向けて取り組んでいます。

多くの閲覧(アクセス)と情報をお待ちしています。なお、アクセスは、パソコンから下記のアドレスへ。

◎問い合わせ先 神崎市役所 政策推進室 ☎37-0102

http://www.kanzaki-museum.com



毎日暑い日が続きます。今年は東日本大震災の影響もあり、節電に取り組まれているご家庭も多いことと思われませんが、7月から8月にかけて非常に多くなるのが「熱中症」です。

私たちの体には、血管を広げて体の表面から外気中に体内の熱を出やすくしたり、汗をかいて蒸発させたりして体の中の温度が急激に上昇するのを防ぐ機能があります。ところが、気温が高すぎたり湿度が高いと、外気中にうまく熱を逃がすことができず、その機能がうまく働かなくなってしまいます。これが熱中症の原因です。

屋内でも熱中症は起こります。特に、「暑い」「湿気が多い」「風がない」「直射日光が当たる」等の条件がある日は要注意です。

- ①暑さを避けましょう！ 日傘・帽子の利用や、日陰を歩く、室内の風通しを良くするなど。
- ②服装を工夫しましょう！ 吸水性や通気性に優れた服や下着を着用するなど服装を工夫。
- ③のどが乾く前にこまめに水分を補給しましょう！

特に高齢の方は、のどの渇きを強く感じにくいいため、水分不足になりがちです。時間を決めてこまめに水分を補給しましょう。

ただし、アルコールは尿の量を増やし体内の水分を出してしまいます。ビール等で水分の補給はできません。

- ④急に暑くなる日に注意しましょう！

熱中症は、梅雨明け頃に多発する傾向があります。

暑くなり始めや急に暑くなる日、熱帯夜の翌日には特に気をつけましょう。

- ⑤ご自身の体調の変化に敏感になりましょう！

熱中症は、健康な方でもなります。こまめに休憩をとり、いつもと違う感じがあれば早めに対処しましょう。乳幼児や高齢者、前の晩に深酒をした人や朝食を抜いた人、また風邪を引いている人、下痢などで脱水症状のある人などは特にご注意ください。暑いと、それだけでも体力を消耗しがちなので睡眠を十分に取るなど、日ごろから体調管理を行うことも重要です。



暑い夏を乗り切るために 熱中症は予防が大切！

もしかして熱中症かな？と思ったら



- ①風通しの良い日陰や、冷房の効いた涼しい場所で休ませ衣服を緩める。
- ②うちわや扇風機で体の表面に風を送り、冷たいぬれタオルで、首や脇の下、足の付け根を冷やす。
- ③スポーツドリンクなどで水分を補給する。
- ④症状がひどい場合はすぐに病院へ搬送する。

参考：「今後の暑さ指数—環境省熱中症予防情報サイト」
<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/>

◎問い合わせ先 神崎市役所 保健環境課 ☎ 51-1234

家庭ごみの出し方のお願い

脊振広域クリーンセンターから、家庭ごみの出し方について指摘がありましたので、ごみの分別について市民の皆さまのご協力をよろしくお願ひします。

○ペットボトル（緑）

中身を出し、洗浄後、ふたを外してから出してください。

ペットボトル以外のもの（ガラス、陶磁器類、洗剤・油容器等）は入れないでください。

○雑紙類（紙袋に入れてひもでくくる）

プラスチック加工された紙類（ティッシュ箱、窓付き封筒等）は分別して出してください。

新聞・広告、雑誌類は雑紙類に混ぜないでください。（種類ごとにひもでくくって出してください。）

○空缶・空ビン（ピンク）

中身を抜き、洗浄して出してください。

○燃えないごみ（黄）

鍋や容器に中身（生ごみ等）が入ったまま出されているものがあるため、分別して出してください。

農業器具等は入れないでください。

皆さんが出されるごみは、リサイクルされます。

分別をきちんと行うことは、地球温暖化防止にも貢献することになります。

正しくごみを分別し、ごみの減量化に努めましょう。



◎問い合わせ先

脊振広域クリーンセンター
☎ 5119010
神崎市役所 保健環境課
☎ 3710112

有料広告

エアコン キャンペーン販売中！

夏の準備はお済ですか？
10年保証付のお得なエアコンあります！**20台限定**



神崎市神崎町本郷 3003-6
株式会社 三神
☎ 0952-53-1221
<http://www.sanshin34.com/>

後期高齢者医療の保険証をお持ちの皆さまへ

■被保険者証の有効期限は7月31日までです

今お持ちの被保険者証（だいたい色）は7月31日までの有効期限となっています。

新しい被保険者証（水色）は7月中に簡易書留で郵送しますので、8月以降にご使用ください。

今お持ちの被保険者証は7月31日までご使用いただき、その後は、裁断等をして破棄していただくか、市役所または各総合支所の後期高齢者医療担当に返却してください。

▽新しい被保険者証のイメージ（水色）

後期高齢者医療被保険者証 有効期限平成24年7月31日
 被保険者番号 *****
 住 所 神崎市神埼町神埼〇〇〇番地
 氏 名 神埼 太郎
 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
 資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 発効年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 一部負担金の割合 〇割
 被保険者番号 3941*****
 保険者名 佐賀県後期高齢者医療広域連合

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

《減額認定証の有効期限は7月31日までです》

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。新しい認定証は被保険者証の郵送（簡易書留）に同封して7月中に交付します。

お願い

新しい被保険者証・減額認定証が届きましたら、住所・氏名・生年月日のご確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

■入院食事療養費の減免制度があります

平成22年中の所得により世帯の全員が住民税非課税の方は、平成23年度の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けてください。

病院等へ入院をされる場合にこの証を提示されると、自己負担額が軽減されます。また食事代が減額され下表の額になります。

- ・申請場所 神崎市役所または各総合支所
- ・必要な書類等 被保険者証・印鑑
- ・すでに入院されている方 申請する方の入院期間がわかるもの（領収書等）

▽減額認定証のイメージ（黄色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	神崎市神埼町神埼〇〇〇番地
氏 名	見 廣城 太郎 本 男
生年月日	昭和 2年 2月 2日
発効期日	平成23年 8月 1日
有効期限	平成24年 7月31日
適用区分	区分II
長期入院 該当年月日	平成23年 8月 1日 保険者印 
被保険者番号 並びに保険者 の名称及び 印	3 9 4 1 1 2 0 1 1 0 佐賀県後期高齢者医療広域連合 

▼入院食事代の標準負担額

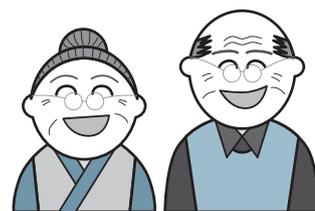
区 分		食事療養費	
1	一般の被保険者	1食 260円	
2	区分II※	過去1年の入院日数が90日以下	1食 210円
		過去1年の入院日数が90日を越える	1食 160円
3	区分 I ※	1食 100円	

※区分II

世帯全員が住民税非課税の方で区分I以外の方。

※区分I

世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。



◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎ 37-0115
 佐賀県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 64-8476

有料広告

～ そうめん流し開催 ～

◎期間 7月17日(日)～8月28日(日)

中学生以上600円/小学生300円

◎土・日営業 ◎営業時間 11:00～15:30 (15:00オーダーストップ) ◎水曜定休

◎平日は予約のみ (10名様以上より・前々日までに要予約)

お問い合わせ TEL 0120-39-2625

神の白糸 (有)井上製麺 〒842-0123 神埼町的1779 <http://www.iimen.com>



そうめん流し

有料広告

◆納め方は特別徴収と普通徴収の2通りです

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金より天引きされます。

すでに、4月、6月、8月（※）の徴収額（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

※ 年度途中で65歳になられた方、佐賀中部広域外から転入された方などは、おおむね6ヶ月後から天引き開始となります。

※ 8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金をもらわれていない方、恩給などの受給者の方などは、納付書または口座振替で納付していただきます。すでに4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。すでに口座振替ご利用の方は引き続き行います。

65歳以上の皆様へ

平成23年度の介護保険料が決まります

介護保険料は40歳以上の皆様からいただいておりますが、年齢により納付の方法が異なります。40歳から64歳までの方はご加入の医療保険と合わせて納めていただき、65歳以上の方は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付いただきます。

介護保険料は40歳以上の皆様からいただいております。65歳以上の方の平成23年度の介護保険料は、すでに仮徴収してありますが、6月に確定した住民税の課税状況等に基づき、平成23年度の年額保険料を決定し、決定した保険料の通知書は7月中旬頃に送付します。

7月下旬から介護保険料の減免申請の受付を始めています

7月中旬頃に送付する平成23年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封しますので、減免要件を確認してください。

●対象となる方（次のすべてに該当される方）

・平成23年度の介護保険料段階が第3段階の方

・平成22年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）

・住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）

・世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の方

※預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます。
・居住用以外の活用できる不動産がない方

●申請の方法

次の書類などをご持参の上、申請してください。

・7月中旬頃に送付した通知書
・平成22年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）

・健康保険証
・預金通帳
・生命保険証書等

●減免額

申請書提出後、審査を行い、減免が承認された場合は、申請以降の保険料を三分の一減額します。ただし8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

減免の承認・不承認の結果については、決定後に通知いたします。

●ご不明な点は、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課

☎377-0111

佐賀中部広域連合 業務課

☎40-11135

日本脳炎予防接種

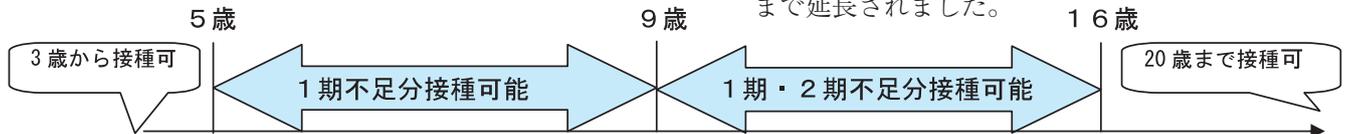
平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎の予防接種が未完了になっている場合があります。

母子手帳で接種歴を確認し、不足分があれば接種を受けましょう。

予防接種のご案内



平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎の予防接種の接種期間が20歳未満まで延長されました。



参考【標準的な接種スケジュール】

※すでに1回～2回接種されていた方は、前回の接種から間隔があいていても差し支えないので、(最低6日をあけて) 残りの回数を接種してください。なお、接種スケジュールはかかりつけ医ともご相談ください。
 ※これまで1回も接種されていない方は、標準の接種間隔(右の表)で接種してください。
 ※予診票は各医療機関にあります。

	年 齢	回数と間隔
1期初回	生後6か月以上90カ月未満 標準的な接種年齢…3歳	2回 (6日から28日あける)
1期追加	生後6か月以上90カ月未満 標準的な接種年齢…4歳	1回 (1期初回終了後、おおむね1年あける)
2期	9歳以上13歳未満 標準的な接種年齢…9歳	1回 (1期終了後、おおむね5年あける)

MR(麻疹風疹混合ワクチン)予防接種

☆高校2年生相当年齢(平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)の方は、海外旅行などの事情があれば、MR予防接種を受けることができます。

MR予防接種(第4期)は、高校3年生相当年齢の方が対象ですが、海外へ行くなどの事情があれば、高校2年生相当年齢の方も対象となります。

学校関係の行事で海外に行く場合は、学校を通して予診票を配布される予定です。学校行事以外で海外へ行くなどの理由で接種を希望される場合は、お問い合わせください。

※この措置は、平成23年度限りです。

接種は佐賀県内の委託医療機関で受けられます。委託医療機関は佐賀県のホームページや下記問い合わせ先にてご確認ください。

◎問い合わせ先

神埼町保健センター ☎ 51 - 1234
 千代田町保健センター ☎ 44 - 2021
 脊振総合支所 健康づくり係 ☎ 59 - 2111

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。(次の3種類)

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には次の①～③の申請をしましょう。

※離職者等の方は所得に関係なく該当する場合があります。詳しくは、市役所または各総合支所にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 市民課
 ☎ 3710115

◆ご注意いただきたいこと

①の「一部納付」については、一部納付保険料を納付していることが必要です。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、①～③の期間について、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年目以降は加算金がつきますので、早めに追納した方がお得です。

①全額免除・一部納付申請(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付になります。(承認期間は7月から翌年6月まで)

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。(承認期間は7月から翌年6月まで)

③学生納付特例申請

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。(承認期間は4月から翌年3月まで)